

企 画 競 争 説 明 書

平成 2 9 年度原子力規制検査業務
システムのプロトタイプ構築業務

平成 3 0 年 2 月
原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部検査監督総括課

平成 29 年度原子力規制検査業務システムの プロトタイプ構築業務に係る企画書募集要領

1 総則

平成 29 年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、「平成 29 年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務(仕様書)」のとおりとする。

3 業務実施期間

契約締結日より平成 31 年 3 月 29 日までとする。

4 予算額

業務の予算総額は、29,437,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。

5 参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」又は「情報処理」において、「A」、「B」の等級に格付けされている者であること。

(5) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 組織の実績・資格等

ISO27017 の資格のあるクラウドサービスを使用したシステムを構築した経験があること。

過去 2 年間で同時 300 接続ユーザ、ピーク時トランザクション数 3000 件 / 時間規模の DB を構築した経験があること。

品質マネジメントシステムに関する国際規格(ISO 9001 マネジメント)を取得していること。

プライバシーマークに相当する資格（TRUSTe社のプライバシーシール等）を取得していること。

情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格（ISO/IEC 27001 マネジメント）を取得している又は、組織内に情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち情報セキュリティスペシャリスト試験、旧テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験、旧情報セキュリティアドミニストレータ試験）、ISACAが認定する公認情報セキュリティマネージャー（CISM）、国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定（CISSP）等の資格を持った職員が存在すること。

ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている組織は企画競争審査にて加点評価される。（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること等）

（7）従事者の実績・資格等

本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の中心的役割を担う者1名またはその代理人となる1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、コンサルティングやシステム開発等の業務経験が5年以上あること。

- ・PMP（Project Management Professional）
- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ
- ・技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））

本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の実施担当者を担う者1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、コンサルティングやシステム開発等の業務経験が3年以上であること。

- ・ITコーディネータ
- ・PMP（Project Management Professional）
- ・公認情報システム監査人（CISA）
- ・情報処理技術者試験の以下の区分
 - プロジェクトマネージャ
 - システム監査技術者
 - ITストラテジスト

（8）環境省 CIO 補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法

律」(平成12年12月22日法律第224号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。

6 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時

平成30年2月23日(金)13時30分

(2) 場所

原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室

東京都港区六本木1丁目9番9号(六本木ファーストビル13階)

8 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先・受付方法

メールアドレス(seido-kaisei@nsr.go.jp)

(2) 受付期間

平成30年3月2日(金)15時まで

(3) 回答

平成30年3月7日(水)17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

9 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

企画書

別紙「平成29年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務の企画書作成要領」に基づき作成すること。

経費内訳書

原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書

提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

参加資格の実績一覧表

「5参加資格」(7)の実績を確認する資料として、具体的な実績案件について、以下の項目について一覧表にまとめること。

・主な実施内容

・実施期間

参加資格の実績を証明する資料

「5参加資格」(6)(7)の実績及び知見を裏付ける資料として、契約書の写し等を添付し、主な実施内容、実施期間を確認できるよう該当箇所をマーカー等で明示する。

(2) 提出期限等

提出期限

平成30年3月9日(金)12時

企画書等の提出場所

東京都港区六本木1丁目9番9号(六本木ファーストビル)

原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課 佐藤和子

提出部数

項番	項目	部数
ア	企画書	6部
イ	経費内訳書	6部
ウ	提出者の概要(会社概要等)	1部
エ	参加資格の実績一覧表	1部
オ	参加資格の実績を証明する資料	1部

提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時~13時は除く。)とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成29年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、原子力規制委員会原子力規制庁において、企画書等の審

査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

10 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る(資格要件に係る提出書類及び)企画書等については、(別紙)において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類(別添1)の誓約事項に誓約する旨を明記すること。

11 審査の実施

(1) 審査は、「企画書等審査の手順」(別添2)及び「企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りではない。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

12 契約の締結等

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続(繰越承認を含む。)の完了までは、原子力規制委員会原子力規制庁との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

(参 考)

予算決算及び会計令(抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添 1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 2 9 年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 企画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 提出者の概要 (会社概要等) が分かる資料
- (4) 参加資格の実績一覧表
- (5) 参加資格の実績を証明する資料

(担当者)

所属部署 :

氏名 :

TEL/FAX :

E-mail :

(別添2)

平成29年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務に係る企画書等 審査の手順

1. 企画審査委員会による審査

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課に設置する「平成29年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務に係る企画書等審査の手順に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下、「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

表1 企画書審査委員会の構成

委員長	原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課	課長
委員	原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課	検査評価室 室長
	原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課	検査評価室 室長補佐
	原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課	係長
	原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部専門検査部門	主任原子力専門検査官

注 委員長又は委員が出席困難な場合は、同じ課(室)の者を代理として出席させることができる。

2. 企画書等の審査方法

- (1) 「平成29年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

	10点満点	20点満点	30点満点	40点満点
優	10点	20点	30点	40点
良	6点	12点	18点	24点
可	2点	4点	6点	8点
不可	0点	0点	0点	0点

- (2) (1)の採点結果の合計点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

- (3) 合計点が同数の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

「優」の数が最も多い者を契約候補者とする。

「優」の数が同数の場合は、「良」の数が最も多い者を契約候補者とする。

「良」の数も同数の場合は、「可」の数が最も多い者を契約候補者とする。

「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」は任意の加点項目とする。

(別添3)

平成29年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務に係る
企画書等審査基準及び採点表

委員名
提案者名

審査項目		審査基準	配点	採点
1.業務の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を的確に理解し、妥当な成果目標が示されているか。 	20点	
2.業務の実施計画		<ul style="list-style-type: none"> 実施計画が効率的で確実性があるか。 	20点	
3.業務の実施方法	3.1.要件定義	<ul style="list-style-type: none"> 提案された実施方法が、求められた趣旨に適合したものであるか。 提案された実施方法に具体性、専門性、確実性等があるか。 	30点	
	3.2.検査業務のシステムプロトタイプの構築	<ul style="list-style-type: none"> 提案された実施方法が、求められた趣旨に適合したものであり、具体的なものであるか。 提案された実施方法に具体性、専門性、確実性等があるか。 	40点	
	3.3.検査業務のシステムプロトタイプの試用と評価	<ul style="list-style-type: none"> 提案された実施方法が、求められた趣旨に適合したものであり、具体的なものであるか。 提案された実施方法に具体性、専門性、確実性等があるか。 	40点	
	3.4.関連会議への参画	<ul style="list-style-type: none"> 提案された実施方法が、求められた趣旨に適合したものであり、具体的なものであるか。 	10点	
	3.5.職員講習	<ul style="list-style-type: none"> 提案された実施方法が、求められた趣旨に適合したものであり、具体的なものであるか。 提案された実施方法に具体性、専門性、確実性等があるか。 	20点	
	3.6.検査業務システム構築の調達支援	<ul style="list-style-type: none"> 提案された実施方法が、求められた趣旨に適合したものであり、具体的なものであるか。 提案された実施方法に具体性、専門性、確実性等があるか。 	20点	
	3.7.その他	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関するアピール事項は原子力規制委員会にとって有意義な内容か。 	30点	

4.業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に必要な人員が確保されているか。 ・効果的、効率的な人員配置、役割分担が明確になっているか。 「企画書募集要領 5 . 参加資格 (7) 従事者の実績・資格等の要望を満たしているか。	20 点	
5.組織の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「企画書募集要領 5 . 参加資格 (6) 組織の実績・資格等の要望を満たしているか。 	30 点	
6. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 	10 点	
7.見積価格、積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・経費内訳書について、提案内容等に応じた価格、積算内訳は妥当か。 	10 点	
合計	300 点		

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の 1/2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	10 点満点	20 点満点	30 点満点	40 点満点
優	10 点	20 点	30 点	40 点
良	6 点	12 点	18 点	24 点
可	2 点	4 点	6 点	8 点
不可	0 点	0 点	0 点	0 点

ただし、6.組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況における加点は、任意の加点であるため、上記採点基準とは異なる。認定書を持たないことで、0 点となったとしても、不可とはしない。

仕様書

1. 事業の概要

(1) 事業名

平成 29 年度原子力規制検査業務システムのプロトタイプ構築業務

(2) 本業務の対象範囲

本業務は、平成 32 年度施行の原子力規制検査において使用する業務システムの構築のコンサルティングを行い、システムの全体像を設計し、それに沿ってプロトタイプのシステムを開発した後、実際のシステムに向けての評価・検討を行う業務である。具体的には、検査官が、検査項目を設定して検査スケジュールを計画、実際の検査結果を入力後、その上司が確認、検査評価者が検査結果を評価するまでの一連の業務と、それらをデータベース化し、必要時に必要な項目ごとに検索可能とするシステム。ここに保存されたデータは、その後の検査項目設定に利用すること、原子力規制委員会ホームページ (<http://www.nsr.go.jp/>、<http://www2.nsr.go.jp/>) に掲載することも考慮して構築する必要がある。

(3) 履行期間

契約締結日より平成 31 年 3 月 29 日までとする。

(4) 業務の実施場所

作業場所は受託者が用意すること。なお、詳細については原子力規制庁の担当官と別途協議すること。

2. 業務内容

(1) 検査業務のシステムの要件定義と提案

上述の「1.(2) 本業務の対象範囲」を対象に、原子力規制庁の担当官、検査官との打合せを通して、構築システムの内容を要件定義する。システム化したい業務内容を明確化した上で、ハード面も含めた総合的な検討を行う。具体的には、本庁と規制事務所間の通信状況に見合ったクライアント PC の選択、現行検査用の既存システム（発電炉施設検査情報システムや保安活動総合評価システム）の基盤（DB サーバ：OS Microsoft Windows Server 2008、Oracle 11g）の利用の検討等。

参考資料：

平成 29 年度発電炉施設検査情報システムの整備

<https://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/00000795.html>

平成 28 年度保安活動総合評価システムの改良

<https://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/00000493.html>

要件定義に基づいて、検査業務のシステム案を提案し、原子力規制庁の担当官と協議の上、構築するシステム（プロトタイプ版）を決定する。

（２）検査業務のシステムプロトタイプの構築

上述の要件定義に基づいて、提案された検査業務のシステムプロトタイプを構築する。

本番稼働システム全体規模は以下のとおりであるが、プロトタイプ版では、本番稼働に適應するために必要最小限に縮小した規模で提案可能。

ハードウェア

タブレット（レンタル必要）、規制庁業務 PC 両方での検証
全国 22 カ所の規制事務所、被規制者施設とサーバとで通信
規制事務所一覧

<https://www.nsr.go.jp/jimusho/index.html>

アプリケーション

- ・ 検査スケジュール作成機能
 - 1 年間で必要な検査の数 約 3 万検査
 - 内訳：検査施設別（約 100 施設 核燃料等施設含む）
検査ガイド（全検査ガイド数 50 ガイド）1 つにつき約 10 項目
 - 1 日ごとに検査のスケジュールを登録する。（休日なし）
- ・ 検査結果入力
 - 検査官数 300 人
 - 検査官、検査官リーダー、評価者、3 段階に分かれて、検査情報を確認していく。
 - 評価者のみが入力できる項目が存在する。
 - 気付き事項はテキストで入力
 - 最終的なレポートは PDF 等添付資料で入力
- ・ 検査項目、検査で見つけた気付き事項の検索機能
 - 検査項目を管理し、1 年間に必要な検査が忘れずに行われているか確認可能なものとする。（検査ガイド（全検査ガイド数 50 ガイド）1 つにつき約 10 項目）

検査で見つけた気付き事項を、検査日、対象施設、検査ガイド別、保安規定違反、実用炉則条項別、指摘事項重要度、違反レベル、処理ステータスコードオープン、発見組織、キーワード等で検索可能にする。

- ・ 検査ガイド、法令等、関連文献を登録、修正、削除（50 ガイド + 30 資料）
- ・ ユーザ（検査官）の登録、修正、削除（300 人）
- ・ 検査施設の登録、修正、削除（100 施設）

（3）検査業務システムプロトタイプを試用と評価

構築した検査支援のシステムプロトタイプを原子力規制庁の担当官、検査官、検査評価者等に試用に供し、意見収集、本格運用に向けての問題点抽出、修正に向けての検討を行う。可能な範囲でプロトタイプを修正し、再度試用と意見収集を行いながら、本番システムに向けて、システムのブラッシュアップを行う。

（4）検査支援システムに関連する会議への参画

検査支援システムに関連する会議（検査制度見直しチームの打合せ、情報システム室との基盤システムに関する打合せ等）に参画し、原子力規制庁に対する助言、運用に関する問題点の指摘等を行う。（毎月1回～2回程度）

（5）職員講習

構築した検査支援のシステムプロトタイプを原子力規制庁の担当官、検査官、検査評価者等が試用するにあたり、同使用に供する者に対する講習会を企画し1回以上実施する。

（6）検査業務システム構築業務の調達支援

平成31年度の本番の原子力安全規制検査における検査業務システム構築業務に係る調達仕様書案作成に協力し、助言を行うこと。

なお、同仕様書のうち、原子力規制庁のネットワーク、ハードウェアに関する要件について内容を把握し、可能な範囲で助言すること。

3. 納品物及び納入期限

納品物・資料の作成に当たっては、システムに関する知識の有無に関わらず容易かつ適切に理解できるよう、一般的な用語を用いて、わかりやすく記載すること。また、以下を業務完了報告書一式として電子データ(DVD-R等)2部にて納入すること。

（1）検査業務システムのプロトタイプ一式

（2）検査業務システムのプロトタイプ評価報告書

(3) 職員講習実施要領

納品物は、業務の終了後速やかに提出し、原子力規制庁の担当官の検査を受け、承認を受けること。

納入場所は全て 原子力規制部 検査監督総括課とする。

4 . その他

本業務における成果物の著作権及び二次著作物の著作権は、原子力規制庁に帰属するものとする。ただし、成果物のうち、受託者が契約以前より保有している内容に関する著作権を含む所有権は、受託者に帰属するものとする。

以上

参考資料

システム環境

参考資料 システム環境図

ネットワーク設定 例

